

令和8年北アルプス広域連合議会8月定例会会議録（1日目）

令和8年8月10日

開会 午前10時00分

○議長（傳刀健君） おはようございます。

ただいまから、令和8年北アルプス広域連合議会8月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、18名全員であります。

よって定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等につきましては、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 報告いたします。

連合長、副連合長、監査委員及び所定の職員は全員出席をしております。

報告は以上でございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（傳刀健君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名人の指名」を行います。会議録署名議員は、広域連合議会会議規則第109条の規定により、議長において、12番 平林幹張議員、13番 石腰隆史議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（傳刀健君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本8月定例会の会期等議会運営につきましては、去る7月31日に議会運営委員会を開催
願い、ご審議を願っておりますので、議会運営委員長に報告を求めることといたします。

議会運営委員長。

[議会運営委員長（矢口あかね君）登壇]

○議会運営委員長（矢口あかね君） おはようございます。

去る7月31日に議会運営委員会を開催し、本8月定例会の会期日程等について審議を
しておりますので、審議の概要について報告いたします。

本定例会の会期日程は、本日8月10日から12日を最終日とする3日間であります。

本定例会に付議されております案件は、人事案件1件、条例案件1件、決算案件5件、予
算案件5件の計12件でございます。

決算認定案件は、一括して提案理由の説明を行った後、監査委員から監査報告をいた
だき、質疑を行います。

各議案等につきましては、委員会に付託し、審査を経て委員長報告、質疑、討論を行い、
採決を行うことといたします。

また、3日目終了後に全員協議会を開催します。

以上を議会運営委員会では、これを了承しております。

審議の概要は以上であります。

よろしくご賛同のほどをお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、ご質疑ありませんか。

（〔なし〕と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長報告どおり、本日8月10日から8月12日の3日間とし、議会運営につきましても、報告どおり決することにご異議ございませんか。

（〔異議なし〕と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は3日間と決定いたしました。

日程第2 広域連合長あいさつ

○議長（傳刀健君） 次に、日程第3「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（柳原健君）登壇〕

○広域連合長（柳原健君） おはようございます。

本日、ここに令和8年北アルプス広域連合議会8月定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、何かとご多用の中にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

本定例会は、私が広域連合長に就任いたしまして初めての議会でございますので、就任のご挨拶を申し上げますとともに、広域行政を運営するに当たりましての所信の一端を申し上げますと存じます。

去る、6月21日告示の大町市長選挙におきまして初当選をさせていただき、その後、7月16日に行われました北アルプス広域連合長選挙を経て広域連合長に就任いたしました大町市長の柳原健でございます。広域連合長として改めてその責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

これまで永年にわたり本広域連合の発展にご尽力いただきました牛越前広域連合長をはじめ、連合長を支えてこられた副連合長の皆様に深く敬意を表します。

議員各位におかれましては、今後の広域行政の運営におきまして、これまでと同様に何卒ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、この度、白馬村長選挙におきまして丸山俊郎氏が再選を果たされました。当圏域の振興及び白馬村政の発展のため、引き続きご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後益々のご活躍をご祈念申し上げます。

近年の多様化する住民ニーズや少子高齢化、人口減少に加え、様々な分野における人材不足など、地方自治体を取り巻く社会環境は大きく変化しており、厳しい市町村の財政状況を背景に単独の市町村では対応が難しい広域的な課題に取り組むためには、今後ますます広域連合と5市町村が緊密に連携し取組むことが重要となっておりまいます。

引き続き、広域的な視点に立ち、圏域住民の皆様の福祉向上と圏域の持続的な発展を最優先に、広域連合長として議会をはじめ関係市町村の皆様と力を合わせ広域行政の推進に全力で取り組んでまいります。

今年の関東甲信地方の梅雨明けは平年並みでしたが、梅雨明けと同時に暑い日が続き、本年4月に気象庁が定めた気温が40度以上になる酷暑日が全国的に観測されるなど、熱中症や水稻など農作物への影響が懸念されるところであり、今後の気象の推移を注視してまいります。

次に、県議会への陳情・要望活動について申し上げます。

5月定例会以降、6月2日には農政林務委員会、先月17日は総務企画警察委員会による北アルプス地域の現地視察に併せ、それぞれ陳情・要望を行っております。

このうち、農政林務委員会の陳情では、肥料、飼料の原料や、資材費、燃油燃料等の高騰が続いておりますことから、農業、畜産及び水産事業者の経営安定と事業継続に対する小規模農家への物価高騰対策支援の実施を要望したほか、人身被害も発生しているクマ対策について、近隣市町村と連携した取組の強化を図るなど、市町村域を越えた広域的な対応ができる体制を、県主導で構築するよう要望したところでございます。

次に、長野経済研究所が、先月23日に発表した産業別四半期見通し調査の結果によりますと、今後について、工事や観光分野などにおいては堅調な見通しとしており、中でも観光分野につきましては、「5月の大型連休を中心に、国内旅行者による観光需要が堅調であったことに加え、インバウンドによる宿泊利用も好調だったとし、今後は、物価上昇による需要の下押し懸念はあるものの、夏季行楽シーズンを迎え、旅客・宿泊ともに順調な利用を見込む」、としております。

当地域はグリーンシーズンの盛りを迎えており、地域の特色を活かした山岳観光などの推進により、観光産業が地域を支える基幹産業として、持続的な地域経済発展の原動力となることを期待するところでございます。

以下、当面する主な事業の取組み状況について申し上げます。

一般廃棄物最終処分場大町市グリーンパーク第3期埋立地の整備につきましては、造成・築堤工事など順調に進捗しており、新たな最終処分場の姿が見えつつあります。今後は、第2期埋立地との遮水シート接続部の施工を含めた遮水シートの設置作業を順次進めるとともに、本格的な降雪期を迎える前までに、場内道路等の関連工事を完了させるスケジュールとしております。引き続き安全管理を徹底しつつ年度内の竣工に向け、計画的かつ確実な工事の施工に努めてまいります。

北アルプスエコパークにつきましては、長期包括運営管理業務契約に基づき、費用の平準化と経費削減を図りながら、安全かつ安定的な施設運営に努めており、これまで大きな事故等もなく、円滑な運営を継続しております。

昨年度の可燃ごみの搬入量は、大町市6,322トン、白馬村3,456トン、小谷村684トンで、合計10,463トンとなり、前年度と比較して20トン、0.2パーセントの減となりました。また、1日当たりの焼却量は31.9トンとなっております。

資源物等につきましては、大町リサイクルパーク、北アルプスエコパーク及び白馬リサイクルセンターにおいて適正に処理しておりますほか、昨年4月から開始したプラスチック製品の分別回収につきましても、順調に進んでおります。

また、令和7年4月に開所いたしました白馬リサイクルプラザの利用状況につきましては、1日当たりの平均利用者数が12.45人となっており、リユース品の持込みは約15,000点、持ち帰りは約13,500点に上るなど、多くの住民の皆様に積極的にご利用いただいております。

今後も、ごみの減量化及びリサイクルの推進を図るとともに、引き続き、ごみ処理広域化の推進に努め、3市村との連携の下、持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組んでまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

火災の発生状況は、本年1月から先月末までに31件発生し、そのうち建物火災は7件、焚き火の延焼拡大などのその他の火災は21件、車両火災は3件で、負傷者は6人となっております。出火件数は前年同期に比べ14件増加しておりますことから、引き続き、市町村消防団をはじめ関係機関と連携し、火災予防の啓発に努め、住民の安心、安全の確保に力を尽くしてまいります。

救急出動につきましては、2,387件で、過去最多の出動件数となった前年同期に比べ57件の減となっておりますが、今年も依然高い水準で推移しております。当圏域でも最高気温が30度を超える日が増加するにつれ、熱中症関連の出動も増加しております。今後もしばらくは厳しい暑さが予想されますことから、熱中症予防について、一層の注意喚起に努めるほか、救急車が到着するまでの間の適切な応急救護措置の普及を図ってまいります。

県内では山岳遭難事故も多く発生しており、過去最多を記録した昨年の遭難件数を下回ってはいるものの、依然遭難件数は高い水準となっております。当本部の山間地救助班は、関係機関と連携して救助活動を行うとともに、遭難事故防止のため山岳パトロール等を行い啓発活動にも努めております。

また、10月25日に大町市運動公園を主会場に開催される長野県総合防災訓練に併せ、10月24、25日の両日、県内の消防機関等が参加する長野県消防相互応援隊合同訓練を実施いたします。参加規模は、消防車両44台、消防隊員143人が参加する予定となっており、開催地消防本部として関係機関との連絡調整や安全管理等、訓練が円滑に進むよう準備を進めてまいります。

次に、介護老人保健施設「虹の家」の運営状況について申し上げます。

本年4月から6月までの利用状況につきましては、介護老人保健施設サービスでは、利用者数が延べ2,543人となり、昨年同期と比較して356人の減少となりました。一方、短期入所療養介護サービスの利用者数は1,006人となり、昨年同期を235人上回っております。この結果、入所サービス全体では延べ3,549人となり、昨年同期比121人の減少となりました。

また、通所リハビリテーションサービスにつきましては、利用者数が1,073人となり、昨年同期比203人の減少となりました。

虹の家の運営につきましては、本年度末をもって広域連合による運営を終了いたしますが、持続可能な介護老人保健施設運営の実現に向け、現在、民間事業者への運営移管を進めております。先月30日に実施いたしました公募型プロポーザル審査会の結果等を含めた、運営移管の取り組み状況につきましては、本定例会終了後の議会全員協議会においてご説明申し上げることとしております。

次に介護保険事業について申し上げます。

介護保険事業計画につきましては、本年度が第9期計画期間3か年の最終年に当たりますことから、現在、第10期計画策定に向けた準備を進めているところでございます。

去る6月24日には、第10期介護保険事業計画作成委員会の第1回目を開催し、総勢25名にて組織した委員会による検討を始めております。

介護・福祉分野に限らず、今後の社会動態に応じた諸課題が山積する状況の下、介護保険制度の安定的かつ持続可能な運営という観点も踏まえ、必要なサービス見込量等の推計と並行し、「高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる環境の整備」を目指した事業計画となるよう、引き続き、構成市町村や関係機関と連携しながら、次期計画の策定を進めてまいります。

また、給付適正化事業の一環として実施しております「介護サービス相談員派遣事業」は、介護サービスの質の向上と、利用者と事業者の信頼関係の構築を目的として、特別養護老人ホームや通所介護事業所等に対し、相談員を派遣するものでございます。事業所等へ派遣された相談員は、利用者との対話を通じてその声を丁寧に拾い上げ、事業者との橋渡しを担いますとともに、介護現場における課題の把握及び改善に役立つ活動を行っております。平成13年度から続くこの事業については、施設等利用者に寄り添う存在として、今後も利用者と事業者の双方に信頼され、相談しやすい体制を構築することにより、地域における介護サービスの更なる質の向上と、サービス提供体制の確保に努めてまいります。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘につきましては、今月1日現在、措置入所は39人の方が入所しており、また、生活短期宿泊事業では2人の方が利用され、合わせて41人の方に利用いただいております。措置入所者につきましては、昨年度後半から体調悪化による死亡等により8人の方が退所される一方で、新規の入所者は1人となっております。短期生活宿泊事業についても利用申し込みが少なく、利用者の減少傾向が続いております。引き続き、関係市町村と密接に連携を図り、入所者の円滑な施設利用に努めてまいります。

また、ひだまりの家におきましては、利用定員の9人の方に引き続き利用いただいております。

鹿島荘におきましては、今月7日に、大町市民生児童委員のボランティアや多くの入所者に参加いただき、夏を楽しむ行事として「鹿島荘夏まつり」を実施いたしました。また、ひだまりの家では、先月30日に、利用者のご家族や近隣地域の皆様との地域交流会を開催いたしました。今後も地域住民の皆様はじめ、ボランティアの皆様との交流の機会を大切に、地域に開かれた施設運営に努めてまいります。

両施設とも高齢の入所者が多く、感染症や熱中症への対策など、健康と安全の管理に十分配慮し、明るい環境の下、安心して日常生活を営むことができますよう努めてまいります。

本定例会にご提案申し上げます案件は、人事案件1件、条例案件1件、決算案件5件、予算案件5件の合計12件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際、ご説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

日程第4 議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決

○議長（傳刀健君） 次に、日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」を行います。

初めに議案第12号「監査委員の選任について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

[広域連合長（柳原健君）登壇]

○広域連合長（柳原健君） ただいま議題となりました、議案第１２号監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、識見を有する者としてお務めいただいております、松沢晶二氏が、令和８年８月３１日に任期満了となることに伴いまして、後任者を選任するため、北アルプス広域連合規約第１６条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任いたしたい方の氏名は、松沢勉氏でございます。

住所並びに生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

任期は、令和８年９月１日から令和１２年８月３１日までの４年間でございます。

略歴につきましては、お手元に資料をお配りいたしましたので、ご覧いただきたいと存じます。松沢氏は、令和８年５月から、小谷村代表監査委員を務められており、人格高潔にして優れた見識を有する適任者でございます。

よって、ここにご提案申し上げますので、よろしくご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はありますか。

（〔なし〕と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（〔異議なし〕と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。監査委員の選任について、本案に同意する方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第１２号「監査委員の選任について」は、同意することに決しました。

次に、議案第１３号「北アルプス広域連合職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題として、提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長（横川和彦君）登壇〕

○消防長（横川和彦君） ただいま議題となりました、議案第１３号「北アルプス広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。お手元に配布いたしました議案説明資料の新旧対照表も併せてご覧ください。

令和８年６月１１日付で、消防庁消防・救急課及び消防庁広域応援室から「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について」の文書が発出されました。

この主な内容は、大規模災害が発生し、国家公務員や警察官が現場へ派遣され救助活動を行った場合に、支給される人事院規則で定める特殊勤務手当の金額が、令和８年４月１日付で改正されたことに伴い、同じ現場で活動する消防職員も、国家公務員に支給されている手当の金額を参考に、待遇面で均衡を図るよう改善を求める内容となっています。

改正された人事院規則では、国家公務員が災害現場で作業した場合の特殊勤務手当の額は、１日につき１,４４０円、更に、著しく危険と認める区域で活動した場合は１００/１００を加算した、１日につき２,８８０円と定められています。

消防庁では、国家公務員との待遇の均衡を速やかに図ることを求めていることから、同じ災害現場で活動する派遣隊員が同様の待遇となるよう、条例で定める特殊勤務手当の額を、人事院規則に合わせ待遇面での均衡を図りたいと考えます。

改正条例の施行日につきましては、公布の日から適用することとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。本案についてご質疑はありませんか。

（〔なし〕と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務常任委員会に付託します。

次に、議案第14号から議案第18号までの5議案は、いずれも令和7年度各会計の歳入歳出決算の認定を求める議案であります。

この取り扱いについてお諮りをいたします。

議案第14号から議案第18号までの5議案を一括して議題とし、順次説明を受けた後、各議案についてそれぞれ質疑を行い、各常任委員会に付託したいと思いますますが、これにご異議ありませんか。

（〔異議なし〕と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よってそのように取り扱ってまいります。

それでは、議案第14号から議案第18号までの5議案について、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） 決算認定の提案説明を申し上げます前に、大変恐れ入りますが、資料の訂正をお願いいたします。

お手元に配付いたしました、令和7年度決算に係る会計年度中の各部門における主要な施策の成果について、訂正をお願いいたします。

資料30ページの中段をご覧くださいと存じます。認定審査会の実績につきまして、審査判定の件数が3,260件となっておりますけれども、正しくは3,272件の誤りでございます。訂正の上、お詫び申し上げます。

それでは、決算認定の提案説明を申し上げます。

議案第14号から議案第18号までの5会計の歳入歳出決算につきまして、ご説明を申し上げます。

予算執行に伴う行政実績及びその成果につきましては、お手元に配付しております、主要な施策の成果説明書に記載しておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

それでは順次、ご説明申し上げます。

議案第14号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

主要な施策の成果は1ページからでございます。

議案2ページ、3ページの歳入歳出決算書をご覧ください。歳入、3ページ、収入済額の最下段、決算額は、42億3,732万4,828円となり、前年度比18.6パーセントの減でございます。

4ページ、5ページをご覧ください。歳出5ページ、支出済額の最下段、決算額は、23億3,828万6,642円となり、前年度比18.5パーセントの減となっております。

決算額が減となった主な要因は、ごみ処理広域化推進費の前年度繰越明許費工事請負費及び常備消防費の工事請負費が皆減となったことによるものでございます。

その結果、6ページでございますが、歳入歳出差引残額は、9,903万8,186円となり、翌年度へ繰越しとしております。

8ページをご覧ください。歳入の主な内容についてご説明申し上げます。款1、項1、目1市町村負担金20億7,771万3千円は、広域経常費、廃棄物処理費、常備消防費などに係る市町村負担金でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。上段の款2、項2、目2衛生手数料8,176万5,800円は、指定ごみ袋収入証紙代のごみ処理手数料と、北アルプスエコパークへの直接搬入による、ごみ焼却手数料でございます。款3、項1、目1循環型社会形成推進交付金1,245万6千円は、大町市グリーンパーク第3期工事の実施設計業務等に係る、補助対象経費の3分の1にあたる補助金でございます。款3、項2、目1及び、款4、項1、目1は、いずれも低所得者保険料軽減負担金で、低所得者の介護保険料軽減にかかわる国庫及び県負担金でございます。款7繰越金1億2,310万544円は、前年度からの繰越金でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。款9、項1、目2消防債8,170万円は、節1緊急防災・減災事業債は、デジタル無線回線制御装置整備事業等に充てたもの、また、節4施設整備事業債は、水槽付消防ポンプ自動車更新整備事業に充てたものでございます。

次に、14ページ、15ページの歳出をご覧ください。款1議会費は、議会定例会4回の開催に伴う費用でございます。款2、項1、目1一般管理費1億634万8,124円は、職員5名と派遣職員4名分の人件費のほか、事務費が主なものでございます。

16ページ、17ページをご覧ください。目2財産管理費475万4,426円は、北アルプス市町村会館の維持管理に係る光熱水費、警備委託料等の費用が主なものでございます。目3情報化推進費1億2,928万7,856円は、市町村と広域連合が共同利用する業務システム等に係る費用であり、節13使用料及び賃借料の機器リース料が主なものでございます。

18ページ、19ページをご覧ください。款3、項1、目1入所判定委員会費は、年3回開催しました、老人ホーム等入所判定委員会委員2名分の報酬と、費用弁償が主なものでございます。目2障害支援区分認定審査会費156万280円は、年12回開催しました、審査会委員5名分の報酬と費用弁償が主なものでございます。目3低所得者保険料軽減事業費5,679万7,428円は、節27繰出金で、低所得者に対する介護保険料軽減の公費負担分を、介護保険事業特別会計へ繰出したものでございます。款4、項1、目1葬祭場費2,877万8,344円の主なものは、節12委託料は、葬祭場指定管理料。

20ページ、21ページの最上段をご覧ください。節14工事請負費は、火葬炉台車耐火物積替等の補修工事を行ったものでございます。目2ごみ処理広域化推進費1億767万7,524円の主なものは、節12委託料は、大町市グリーンパーク第3期工事実施設計業務等によるもの。節14工事請負費は、大町市グリーンパーク第3期工事によるものでございます。目3廃棄物処理費は6億4,599万4,920円となり、主なものは22ページ、23ページをご覧ください。節12委託料で、北アルプスエコパーク長期包括運営管理業務委託が主なものでございます。目4リサイクル推進費1億1,289万3,286円は、節12委託料6,787万7,013円は、資源物処理業務委託が主なものでございます。

24ページ、25ページをご覧ください。項2、目1保健衛生費3,753万6,440円は、節12委託料では、在宅当番医制事業を大北医師会へ、在宅歯科当番医制事業を大北歯科医師会へ、それぞれ委託して実施したものでございます。節18負担金補助及び交付金は、病院群輪番制病院運営事業補助金で、2次救急として重症救急患者の医療を確保するために、輪番制で行っていただいております、市立大町総合病院とあづみ病院に対する運営費の一部を補助したものでございます。款5消防費は9億6,745万4,386円となり、主なものは、26ページ、27ページをご覧ください。節17備品購入費は、南部署に配備した水槽付消防ポンプ自動車の更新のほか、消防救急デジタル無線回線制御装置更新が主なものでございます。款6土木費2,608万594円は、職員3名と会計年度任用職員2名分の人件費が主なものでございます。

28ページ、29ページをご覧ください。款7、項1、目1他会計繰出金756万2千円は、市町村負担金平準化のため、令和3年度及び令和5年度に、ふるさと市町村圏事業特別会計より借入れた7,500万1千円の償還に充てたものでございます。

款8公債費1億495万4,930円は、消防施設整備事業など、広域連合債13件分の元金と利子の償還金でございます。

31ページには、実質収支に関する調書。32、33ページには、財産に関する調書。34、35ページには、財源内訳等の決算資料。36、37ページには連合債一覧表。また、38ページには市町村負担金の集計表を記載してございます。

なお、先ほど、私、議案2ページ、3ページの歳入歳出決算書の部分ですけれども、歳入3ページの収入済額の最下段、決算額を42億3,732万4,828円と、ご説明申し上げましたが、正しくは、24億3,732万4,828円の誤りでございます。訂正の上、お詫び申し上げます。

一般会計決算の説明は、以上でございます。

次に、議案第15号「令和7年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

決算書は39ページからでございます。主要な施策の成果は18ページからでございます。

40ページ、41ページの歳入歳出決算書をご覧ください。歳入、41ページ、収入済額の最下段、決算額は、1,614万8,443円となり、前年度比2.7パーセントの増でございます。

42ページ、43ページをご覧ください。歳出、43ページ、支出済額の最下段、決算額は、1,090万8,705円となり、前年度比2.6パーセントの増となっております。

前年度より増となった主な要因は、歳入につきましては、債券運用による基金利子収入の増、歳出につきましてはホームページ用サーバ使用料の増によるものでございます。

その結果、44ページでございますが、歳入歳出差引残額は、523万9,738円となり、翌年度へ繰越しとしております。

46ページ、47ページの歳入をご覧ください。款1、項1、目1利子及び配当金349万3,254円は、基金の債券運用による利子収入でございます。

款2、項1、目1一般会計繰入金756万2千円は、市町村負担金平準化のため、令和3年度及び令和5年度に一般会計へ貸付けた、合計7,500万1千円の分割償還によるものでございます。款3繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次に、48ページ、49ページの歳出をご覧ください。款1、項1、目1活動事業費

341万705円は、節10需用費の印刷製本費は、広報紙「北アルプス遊・交・学」を年2回発行したもの。節18負担金補助及び交付金では、ふるさと市町村圏基金の利息を活用し、関係市町村で行われた地域振興イベントに対する補助を行ったものでございます。

目2積立基金費749万8千円は、市町村負担金平準化のため貸付けた償還分を、基金に積み戻すものでございます。

51ページは、実質収支に関する調書。52ページには財産に関する調書を記載してございます。

ふるさと市町村圏事業特別会計決算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第16号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

主要な施策の成果は21ページからでございます。

議案54ページ、55ページの歳入歳出決算書をご覧ください。歳入55ページの収入済額の最下段、決算額は2億7,046万4,703円となり、前年度比2.5パーセントの減でございます。

次に56ページ、57ページをご覧ください。歳出57ページの支出済額の最下段、決算額は、2億6,545万6,137円となり、前年比3.2パーセントの減となっております。

歳入歳出決算額がそれぞれ減となった主な要因は、令和6年10月に50床から42床に定員規模を縮小し、令和7年度は通年運営となったことにより、療養介護費収入、居宅介護費収入が減となったほか、定員規模縮小による配置基準に基づき、職員配置の見直しによる人件費の減及び、利用者の減少に伴う施設運営に係る事務的経費の減が主な理由でございます。

その結果、58ページでございますが、歳入歳出差引残額は、500万8,566円となり、翌年度へ繰越しとしております。

60ページの歳入から、主な内容をご説明申し上げます。款1、項1、目1、入所療養介護費収入1億1,213万6,513円は、契約入所者に係る介護報酬で前年度と比較し延べ利用者数は1,217名の減となり、1,150万8,573円の減収となっております。款1、項2、目1、短期入所療養介護費収入2,570万5,221円は、短期入所者に係る介護報酬でございます。短期入所につきましても、前年度と比較し延べ利用者数は、85名の減となりましたことから、80万5,128円の減収となっております。款1、項2、目2、通所リハビリテーション費収入4,256万7,554円は、通所リハビリテーションサービスに係る介護報酬でございます。前年度と比較し、延べ利用者数は198名の減となり、224万3,242円の減収となっております。款1、項3、目1、施設利用料収入5,334万2,808円は、入所系サービスと通所系サービスに係る全利用者の窓口負担分等でございます。款1、項4、目1、特定入所者介護サービス費収入346万6,881円は、介護サービス提供に係る補足給付費の収入でございます。

62ページ、63ページをご覧ください。款2、繰越金315万2,252円は、令和6年度からの繰越金でございます。款3、諸収入62万8,888円は、インフルエンザ等の予防接種に係る個人負担金のほか、主治医意見書作成手数料が主な内容でございます。款6、市町村負担金2,744万4千円は、虹の家の運営費に係るものでございます。款7、繰入金200万円は、虹の家事業基金からの繰り入れでございます。

続きまして、64ページ、65ページの歳出をご覧ください。款1、項1、目1、節1報酬から節4共済費までは、虹の家の広域職員9名分の人件費でございます。節10需用費4,381万8,259円は、施設内の消耗品、施設の光熱水費や燃料代、施設修繕料のほか、利用者の食事に係る賄材料費、医薬材料費等でございます。節11役務費331万7,034円は、寝具等のクリーニング代、電話代、郵送料のほか、各種保険料が主なものでございます。節12委託料1億4,247万3,834円は、市立大町総合病院へ支払った虹の家の施設運営及び、給食業務に係る委託料が主なものでございます。節13使用料及び賃借料232万9,922円は、寝具リース代及び福祉用具のほか、複写機のリース料が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金18万36円は、関係団体への負担金でございます。

66ページ、67ページをご覧ください。節26公課費4万4,900円は、公用車の車検時重量税、消費税及び地方消費税でございます。

69ページには、実質収支に関する調書。70ページ、71ページには、財産に関する調書。72ページには、財源内訳等の決算資料を記載してございます。

介護老人保健施設事業特別会計決算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第17号「令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由の説明を申し上げます。

議案は73ページから、主要な施策の成果は26ページからでございます。

議案74ページ、75ページをご覧ください。歳入、75ページの収入済額の最下段、決算額は、73億7,703万7,007円となり、前年度比1.7パーセントの増でございます。款1保険料の不能欠損額は、本人死亡等により時効を迎えた未納分保険料667万9,749円の不納欠損処理を行った結果、収入未済額は1,418万1,242円となっております。

76ページ、77ページをご覧ください。歳出、77ページ支出済額の最下段、決算額は、73億36万5,805円となり、前年度比1.7パーセントの増となっております。

その結果、78ページの歳入歳出差引残額は、7,667万1,202円となり、翌年度へ繰越しとしております。

なお、繰越金において、令和7年度の介護給付費等にかかる国、県、市町村負担金が過大交付となったものにつきましては、令和8年度においてそれぞれへ償還いたします。

80ページの歳入から主な内容についてご説明申し上げます。款1、項1、目1、第1号被保険者保険料の収入済額は、14億3,797万4,438円となり、前年度比2.1パーセントの増となっております。款2、項1、目1、市町村負担金は、保険給付費の法定負担分と総務費などの運営費でございます。款4、国庫支出金17億7,234万7,253円のうち、項1、目1、介護給付費負担金11億9,061万4,550円は、保険給付費の法定負担分であり、項2、目2、地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業等にかかる法定負担分でございます。

82ページ、83ページをご覧ください。目6、保険者努力支援交付金1,051万4千円及び目7、保険者機能強化推進交付金569万3千円は、介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化や高齢者の自立支援のほか、介護予防等にかかる取組みへの評価として交付された補助金でございます。款5、支払基金交付金18億3,939万円は、40歳から64歳までの2号被保険者の医療保険からの保険料負担分でございます。款6、県支出金10億

2, 863万835円のうち、項1、目1介護給付費負担金9億6, 976万1, 533円は、保険給付費の現年度及び、過年度の法定負担分でございます。

84ページ、85ページをご覧ください。項2、目1、介護保険事業費補助金164万6千円は、社会福祉法人等が行う低所得者への利用料負担軽減事業に対する補助であり、対象者は82人でした。款8、項1、目1、低所得者保険料軽減繰入金5, 679万7, 428円は、保険料段階の第1段階から第3段階の住民税非課税世帯の方の保険料負担軽減のための公費負担分であり、一般会計から繰入れたものでございます。

次に88ページからの歳出をご覧ください。款1、項1、目1、一般管理費1億5, 555万7, 725円は、職員8名分の人件費のほか、節13委託料は標準準拠介護保険システムへの移行業務委託等によるもの。節17備品購入費126万4, 440円は、訪問調査用の公用車更新ほかでございます。項2、徴収費625万7, 177円は、保険料徴収に係る郵送料などが主なものでございます。

90ページ、91ページをご覧ください。款1、項3、目1、介護認定審査会費1, 420万1, 298円は、節1報酬が主なものであり、保健、医療、福祉の有識者25名が5名ずつ5グループに分かれ、認定審査会を年間98回開催し、3, 272件の審査判定を行ったものでございます。目2、認定調査等費4, 077万7, 900円は、節1報酬は、要介護認定調査員である会計年度任用職員6名分と、節11役務費の通信運搬費は、主治医意見書作成手数料が主なものでございます。款1、項4、目1、趣旨普及費172万7千円は、節10需用費の印刷製本費は、年2回発行しております、介護保険広報紙「井戸端かいご」の印刷代のほか、介護保険総合パンフレット「北アルプスの介護保険」の印刷代でございます。

92ページ、93ページをご覧ください。款1、項5、目1、計画策定委員会費31万2, 950円は、節10需用費で、令和7年11月から令和8年1月までの間に全県統一で実施した「高齢者等実態調査」に係る調査票の印刷代でございます。項6、保健福祉事業費1, 605万1, 531円のうち、節18負担金補助及び交付金は、社会福祉法人等が行う低所得利用者に対する、利用者負担軽減補助事業等が主なものでございます。款2、保険給付費は、総額66億363万6, 814円で、前年度比1. 3パーセントの増となっております。項1、介護サービス等諸費61億7, 151万811円は、要介護1から要介護5の方が利用した、居宅及び施設介護サービスに対する給付費で、前年度比1. 4パーセントの増となっております。

94ページ、95ページをご覧ください。款2、項2、介護予防サービス等諸費1億2, 718万4, 892円は、要支援1及び要支援2の方が利用された介護予防サービス給付費で、前年度比6. 2パーセントの減となっております。

96ページ、97ページをご覧ください。款2、項4、高額介護サービス等費1億3, 503万7, 162円は、利用者負担が一定額を超えた場合の給付でございます。項5、高額医療合算介護サービス等費2, 049万9, 246円は、介護保険と医療保険の利用者負担が、高額介護サービス費等を控除してもなお、一定額を超えた場合の給付でございます。

項6、特定入所者介護サービス等費1億4, 339万9, 325円は、施設等利用者の食費及び居住費について、低所得利用者に対する負担軽減のための補足給付でございます。

なお、款2の保険給付費のうち、款2、項1、目1の居宅介護サービス給付費、目3の地域密着型介護サービス給付費及び、目5の施設介護サービス給付費の合計額は、会計全体の80.1パーセントを占める状況となっております。

98ページ、99ページをご覧ください。款3、項1、目1、給付準備基金積立金2、892万7千円の主な内訳は、過年度分の第1号被保険者保険料及び、保険料軽減負担金のほか、給付準備基金の預金利子等を積み立てるものでございます。款4、地域支援事業費3億7,823万7,681円は、要介護状態へ移行しないために行う、介護予防や総合相談及び認知症対策、権利擁護等の各事業を、主に関係市町村へ委託して実施したもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る費用であり、前年度比1.3パーセントの増となりました。

102ページ、103ページをご覧ください。款5、項1、目2、償還金5,337万3,941円は、令和6年度に過大交付となりました国庫負担金、支払基金交付金等の償還金でございます。

105ページには、実質収支に関する調書。106ページには財産に関する調書。107ページは財源内訳の資料を記載しております。

介護保険事業特別会計決算の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第18号「令和7年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

主要な施策の成果は、38ページからでございます。

議案110ページ、111ページ歳入歳出決算書をご覧ください。歳入、111ページ、収入済額の最下段、決算額は、2億7,146万8,322円となり、前年度比17.2パーセントの増となっております。

112ページ、113ページをご覧ください。歳出113ページ、支出済額の最下段、決算額は、2億3,256万5,802円となり、前年度比20.8パーセントの増でございます。

その結果、114ページでございますが、歳入歳出差引残額は3,890万2,520円となり、翌年度へ繰越しとしております。

116ページ、117ページの歳入をご覧ください。款1、項1、目1、市町村負担金5,449万2千円は鹿島荘の運営費に係るもの。目2、鹿島荘事業負担金1億3,332万7,851円は、老人保護措置費及び生活短期宿泊事業に係る負担金でございます。入所等の実績につきましては、措置入所者は延べ15,915人で、前年度比57人の増となりました。また、生活短期宿泊事業の利用者は、延べ2,777人で前年度比595人の増となっております。款2、項1、目1、ひだまりの家収入2,553万7,626円は、ひだまりの家利用者9名分の介護保険給付費収入で、前年度比1.7パーセント、43万6千円余の増となっております。目2ひだまりの家施設利用収入1,234万9,038円は、介護保険自己負担分のほか、利用者の施設使用料、光熱水費、燃料代や食材料費で前年度比7.9パーセント、90万5千円余の増となっております。款4、項1、目1鹿島荘繰越金3,425万9,714円、目2ひだまりの家繰越金480万4,070円は、それぞれ令和6年度からの繰越金でございます。款5、項1、目2、ひだまりの家事業基金繰入金180万円は、ひだまりの家運営費の不足分について、基金から繰り入れたものでございます。

118ページ、119ページをご覧ください。款6、項1、目1、鹿島荘雑入は、落雷被害により故障した電話交換機の更新に係る建物災害共済金が主なものでございます。

120ページ、121ページの歳出をご覧ください。款1、項1、目1管理費1億5,086万2,180円の主なものは、職員7名、再任用職員1名、所長及び会計年度任用職員17名分の人件費のほか、節10需用費113万6,747円は、施設管理に係る消耗品費、燃料費、設備修繕料などでございます。節12委託料972万7,285円は、清掃業務のほか、不足する職員の補充として、人材派遣会社への職員派遣業務やシルバー人材センターへの給食調理補助業務委託などが主なものでございます。節14工事請負費364万5,400円は、落雷被害により故障した電話交換設備を更新したものでございます。

節17備品購入費375万3,714円は、送迎用軽自動車1台を更新したほか、経年劣化に伴うカラオケ機器、洗濯機などを更新したものでございます。節22償還金利子及び割引料2,487万7千円は、令和6年度分市町村負担金の過年度償還金でございます。目2、生活費3,990万4,092円は、措置入所者と生活短期宿泊事業の入所者の日常生活に係る費用でございます。

122ページ、123ページをご覧ください。節10需用費3,561万9,025円の主なものは、オムツ等の消耗品のほか、燃料費、光熱水費や賄材料費でございます。節11役務費45万549円は手数料で、入所者の健康診断やシーツなどのクリーニング代が主なものであり、節13使用料及び賃借料22万6,050円は、通信カラオケ使用料。節19扶助費358万7,668円は、介護保険サービス利用に係る費用のほか、入院した利用者の日用品費などでございます。項2、目1ひだまりの家管理費4,179万9,530円は、再任用職員1名と会計年度任用職員11名分の人件費のほか、入所者9名分の日常生活費や、施設の維持管理費用が主なものでございます。節10需用費583万1,296円は、燃料費、光熱水費、賄材料費が主なものでございます。節12委託料142万9,633円は、訪問看護業務に係る委託料が主なものでございます。

124ページ、125ページをご覧ください。節24積立金9万2,520円は、ひだまりの家事業基金の利息を積み立てたものですが、令和7年度は基金の取崩しがありましたことから、決算年度末の基金残高は、2,446万742円となっております。

127ページは実質収支の関する調書。128ページ、129ページは財産に関する調書及び財源内訳等の決算資料を記載しております。

老人福祉施設等事業特別会計決算の説明は以上でございます。

以上、令和7年度における各会計の決算内容をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 日程第4の途中ではありますが、ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（傳刀健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4の議事を継続いたします。

監査委員に監査報告を求めます。

松沢監査委員。

[監査委員（松沢晶二君）登壇]

○監査委員（松沢晶二君） 決算審査報告を申し上げます。

令和7年度の決算審査は、議会選出の二條監査委員と私、松沢の両名で行いましたので、代表して審査報告を申し上げます。

去る7月10日に、広域連合長から審査に付されました地方自治法第233条第2項の規定による、令和7年度北アルプス広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び附属書類、同法第241条第5項の規定による基金の運用状況を示す書類について審査を行いました。

審査の概要について報告いたします。

決算審査は7月15日に、広域連合事務局があります、北アルプス市町村会館において実施いたしました。

審査の方法でございますが、令和7年度北アルプス広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、また基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、また予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合などにより、審査を行いました。

審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類、基金の運用状況を示す書類は、いずれも正確であると認められ、また予算・事務事業の執行についても、適正であったと認められました。

ここで若干意見を加えさせていただきます。

令和7年度北アルプス広域連合の事務事業、予算の執行状況では、市町村負担金を主たる財源とする各会計のうち、特に一般会計では歳入総額の85パーセントにあたる20億7,771万円余が市町村からの負担金となっております。

広域連合の事務事業は、事業効果と事務効率そして公平・公正の担保が求められており、厳しい財政状況下にあっても、十分な事務事業の評価、点検、検証を行うとともに、構成市町村の財政に配慮しながら、起債や国・県の補助事業を活用した計画的かつ、効率的な財政運営に努められるよう求めます。

その他詳細につきましては、意見書をご覧くださいようお願い申し上げ、以上で決算審査報告を終わらせていただきます。

○議長（傳刀健君） これより質疑に入ります。

まず、議案第14号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑ありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 3点ほど質問します。

決算説明資料の方の22ページ。衛生費廃棄物処理費、北アルプスエコパーク長期包括運営管理業務委託、4億9,609万9,382円に関して、主な経費の内容、内訳について説明ください。

また、10年間の業務委託の目的、効果についても併せて説明いただきたいと思います。

続きまして、25ページ、26ページ。衛生費リサイクル推進費が、昨年度との比較で3,590万円余の増額となっております。この要因について説明をいただきたいと思います。

続きまして、27ページ、28ページ。款5消防費と款8公債費の決算額について、昨年と比較した内容について概要を説明ください。

また、県内の各消防組織と比較して、マンパワーや消防用特殊自動車、救急車、機材等の整備状況をどのように見ているのか。比較する指標等もあれば、含めて、説明をいただきたいと思います。

以上3点です。

○議長（傳刀健君） エコパーク管理係長。

○エコパーク管理係長（宮坂明史君） 北アルプスエコパーク長期包括運営管理業務委託に関する経費の内容及び業務委託の目的、効果についてのお尋ねにお答えいたします。

委託料の主な内訳は、人件費及び焼却設備の維持修繕費などの固定費が、4億8,683万3,485円で、委託料全体の約98パーセントを占めております。

残りの926万5,897円は、燃料費や薬剤費など、処理量等に応じて変動する経費となっております。

長期包括運営管理業務につきましては、令和5年度から10年間の契約で実施をしており、主な目的は運営経費の節減、発注者側の業務の省力化、市町村負担金の平準化の3点であります。

まず、運営経費の節減につきましては、ろ布やストーカーなど、高額な焼却設備の交換部品を長期的かつ計画的に確保できることから、従来の単年度契約と比較して、有利な条件で調達できる効果がございます。

また、施設の運転管理や維持管理を、プラントメーカーが一体的に実施することで、専門的な知識や技術を活用した効率的な運営が可能となり、発注者側の業務負担の軽減につながっております。更に、通常3年から5年ごとに発生する大規模修繕費を、10年間の契約期間の中で平準化することにより、市町村負担金についても大きな増減のない安定した負担となっております。

次に、リサイクル推進費の増額の要因についてのお尋ねにお答えいたします。

主な要因は、令和7年度から容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックの資源化を開始したことによるものであります。これに伴い、プラスチック資源の中間処理業務及び破碎処理業務に、新たに2,750万円の処理経費を計上してあります。

また、近年の物価高騰の影響により、資源物のリサイクル処理経費が増加したことや、蛍光管、乾電池などにつきましては、搬出の時期により処理回数の増減があることから、増額の要因となっております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（堀義彰君） ただいまのお尋ねに順次、お答えいたします。

公債費についてですけれども、公債費の総額は令和6年度と令和7年度の差は2,172万円ほど増額となっております。

この主な要因としましては、令和5年に整備した大町消防署の水槽付ポンプ自動車整備事業の借入金償還が始まったためでございます。

次にマンパワーについてのご質問にお答えいたします。

総務省消防庁が示しております、消防力の整備指針に基づき、公表されている令和7年4月1日付の県内消防本部のデータでお答えいたします。

指針から算出する基準数に対する当消防本部の職員充足率は65.1パーセントでございます。

地理的な環境や出動状況に違いがあるため、単純な比較は難しいものの、県内消防本部の平均充足率は63.7パーセントとなっており、若干上回っている状況です。しかし、育児休業の取得、定年前の早期退職職員が毎年出ている状況から、非番の職員を補充に充てるなどして対応し、現時点では出動体制は維持できております。

また、60歳以上の高齢期職員の各災害への出動や、各部署への配置などの課題にも取り組む必要があり、そのため、職員の特性に応じた適材適所の配置に努めるほか、長期的な視点から、計画的な職員採用を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の資機材等の整備の状況でございますが、これも令和7年度消防施設整備計画実態調査に基づきお答えいたします。

消防で使用している車両の整備率は、消防ポンプ自動車、高規格救急車、救助工作車等の整備率は100パーセントでございます。

ただし、はしご車のみ、50パーセントという状況になっております。

消防で使用する資機材につきましても、中長期更新計画を策定し、計画的に整備しているため、県内の消防本部とは、大きな差はないと考えております。しかしながら、大規模災害時に使用する特殊な資機材は高額な上、使用頻度も限られることから、整備できていないのも事実でございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 初めにエコパークの関係ですけれども、これ長期包括契約ということで、物価スライドに応じて変動してくると増額になるという経過なんですけど、これやっぱメーカー主導にならないような行政側としてのチェックとか、そういった体制をどのように考えているのか、改めて説明いただきたいと思います。

それから、リサイクル費の関係ですけれども、製品プラスチックの資源化ということで、経費がかかっているのは分かります。これによって新たな製品化等は、より高額に売れるという可能性があると思うんですが、その辺の収支というのをどう見てるのか、説明をいただきたいと思います。

最後に消防の関係ですけれども、直近の熊本地震等ニュースを見てましても、やはりいざというときに役立つような、機器とか人材の確保、これは非常に重要だと思います。

なかなか経費節減というような大前提の中では、目先では減らしたがるような傾向は理事者側にもあると思いますが、やはりそういった教訓を踏まえた上で、いざという時に役立つような整備計画、いろんな計画を持たれてるようですが、やはりそういった点は議会にも公表していただきながら、整備状況がどんな状況なのか常に住民もチェックできるような、内容で事業を進めていっていただきたいと思いますけれども、その点に対する基本的な考え方、それから理事者側につきましては、マンパワー等の不足傾向があるようですが、これに対して、どのような対応を考えているのか、基本的な考え方について説明いただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） エコパーク管理係長。

○エコパーク管理係長（宮坂明史君） まず、最初に長期包括運営業務に関して、物価スライド等についてメーカー主導にならないかとのお尋ねにお答えをいたします。

メーカー主導の物価スライドということでございましたが、これにつきましては、協議をしっかりと進めてまいりの中で、私どもとメーカーだけではなく、私どもが委託をしております

技術支援をしていただいている第三者に間に入っていただきまして、適正であるかどうかということについてもチェックをいただいているところでございます。

2点目ですが、プラスチック製品の資源化について、その収支についてということでございますが、これにつきましては、令和7年度に始めたところでございます。その中で製品プラスチックの割合が、年2回、春と秋に検査がございますが、その検査の中で容量が徐々に上がってきております。この売り上げ、価格につきましても、変動がございますので、そのようなものを注視しながら、今後収支についてもしっかり管理をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（傳刀健君） 消防長。

○消防長（横川和彦君） 大規模な災害を踏まえた、資機材の整備、機器、人材の確保について計画を公表してはというお尋ねでございます。当広域消防本部といたしましては、10年の長期計画で高額な資機材整備については、平準化を図りながら車両、無線設備、庁舎等につきまして計画を立てているところでございますが、なにぶん更新期限に限った計画でございますので、新たな資機材をどのように組み込んでいくのかというのは、その年その年の状況に応じまして、計画を立てているところでございますので、事前に公表してしまいますと新たなものが加えにくくなってしまったりすることもございますので、予算編成時にご説明申し上げながら整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 広域連合長。

○広域連合長（柳原健君） それでは、質問に対してご答弁させていただきます。

人や資機材の準備というものに関しては、今、消防長がご答弁申し上げたとおりでございますが、今回の熊本地震を私どももしっかり、こういう場所から見たとしても、今の災害は非常に本当に対応が多岐にわたっておりますので、どういう災害にどういう設備、装備が必要かというのも、その都度、いろんな防災面で検討が必要だと思っています。

そのエリアで完結するものについては、しっかりと配備をしていくというのが前提だと思っていますけれども、これだけ大規模な災害が起こりうるという時代になっていますので、広域的な連携を踏まえて、どういうふうな協力関係を築いていくかということも非常に重要かと思っています。

今、非常に資材高騰、財源の問題もございますが、やはり住民の安全安心を守る上では、人の配備、資機材の配備が非常に重要な問題だと思っていますので、予算編成の中で、しっかりと長期的な視野に立って、検討、実践をしていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（〔異議なし〕と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

続いて議案第15号「令和7年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑ありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 2点ほど質問します。

1点目は補助金ですけれども、市町村各50万円の支出を毎年行っています。この根拠について説明ください。

2点目ですが、ふるさと市町村圏基金の発足時の基金造成額の内訳と負担割合、基本的な点について説明をいただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） 企画財政係長。

○企画財政係長（太田武寿君） それではただいまの質問について順次ご回答いたします。

まず、補助金額の各市町村の50万円の根拠についてでございます。

ふるさと市町村圏補助金の根拠につきましては、各市町村が実施します地域振興事業に対して補助しております。補助金額の設定につきましては、規則において、ふるさと市町村基金から生ずる収益のうち、予算の範囲内の補助というふうにしておりまして、昨年度については、各市町村に対して50万円の補助となっておりますが、これまでも各年度の基金の利子等の運用益の状況によりまして、補助額をそれぞれ変更しながら実施をしてきているところでございます。今後につきましても、運用益の状況を見ながら市町村と協議をして活用していくというような状況でございます。

2点目でございますけれども、ふるさとの基金の発足時の造成額についてでございます。

基金につきましては、平成4年に県からふるさと市町村圏に選定されたことを受けまして、広域市町村の出資分9億円と県からの助成金1億円を合わせまして、10億円で基金を造成したところでございます。

市町村の出資分の負担割合についてでございますけれども、当時の7市町村、八坂村、美麻村を入れまして、均等割20パーセントと人口割80パーセントという割合で算出しまして、平成4年度と5年度の2か年において出資いただき基金を造成したところでございます。

具体的な当時の出資額につきましては、まず大町市が旧八坂村、美麻村を含めまして4億4,971万円、それから池田町が1億4,074万4千円、松川村が1億1,786万7千円、白馬村が1億1,770万4千円、小谷村が7,397万5千円となっております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 随分長い間毎年50万円ずつ、お祭り等に補助金を出してるというのが主な事業内容になりますけれども、この辺の運用の仕方も長期的に見ればですね、住民に説明責任を果たせないというか、やはり経過を見ながら、将来的に本当に住民に役立つような事業ということも検討していく必要があるかと思います。そういう住民の声も上がっておりますが、その辺についても、すぐというわけではありませんけれども、理事者側でもある程度いろんな声を聞きながら、住民の声を汲み上げながら、あり方を検討するということは必要だと思いますが、どんな見解でしょうか。

○議長（傳刀健君） 企画財政係長。

○企画財政係長（太田武寿君） ただいまの質問にお答えいたします。

ふるさと市町村圏基金につきましては、北アルプスの地域の活気やにぎわいづくりの推進のための支援となるようにということで、補助金として活用させていただいております。

活用する方法につきましては、今後もその他の事業に活用ができるかどうかも含めて、各市町村と協議しながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（〔異議なし〕と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

続いて、議案第16号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑ありませんか。

○議長（傳刀健君） 西澤和保議員。

○4番（西澤和保君） 歳入の関係で、施設入所の減、それから短期入所と通所のリハビリの減に関しての分析とか、分析ができてなければ、どんな傾向から減ってるのかお聞きします。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） お答えいたします。

要因としては、6年度に行いました入所定員の減だと考えております。

通所につきましては、中身を見ていないため分からない状況です。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議はございませんか。

（〔なし〕と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

続いて、議案第17号「令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご質疑はありますか。

（〔なし〕と呼ぶ者あり）

質疑はございませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第18号「令和7年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご質疑はありますか。

（〔なし〕と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

以上の5議案の審査は、配付してあります付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

次に、議案第19号「令和8年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました、議案第19号「令和8年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和7年度決算に伴う繰越金の確定と、市町村負担金の精算が主なものでございます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,853万8千円を追加し、総額を27億1,243万5千円とするものでございます。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。款7繰越金8,853万8千円の増は、令和7年度決算に伴う前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に12ページ、13ページの歳出をご覧ください。款2総務費から款4衛生費までは、いずれも、令和7年度決算額の確定により、節22償還金利子及び割引料において、市町村負担金を過年度償還金として精算するものでございます。

款5消防費3,059万8千円の増は、節14工事請負費では、原材料価格の上昇等に伴い、消防本部訓練塔塗装改修工事費及び、庁舎照明設備改修工事費を増額するもの。節22償還金利子及び割引料は、令和7年度決算額の確定に伴い、市町村負担金を過年度償還金として精算するものでございます。款9予備費1,006万3千円は、市町村負担金の精算対象外である土木事業費等の繰越金のほか、歳入歳出の調整により増額するものでございます。

14ページは、市町村負担金一覧表でございます。市町村負担金は、今回の補正予算において全体額の変更はございませんが、廃棄物処理費とリサイクル推進費につきましては、3市村の負担金の内訳に変更がございます。廃棄物処理費とリサイクル推進費は、前年の1月から12月のごみ量割合で負担いただいておりますが、当初予算計上時は、数値の確定前であったため、前々年（令和6年1月から12月）のごみ量割合により、見込みとして計上しておりました。このため、今回、令和7年の処理実績の確定により、見込みから確定値に変更を行ったものでございます。

15ページは、市町村負担金の精算に伴う、過年度償還金の内訳表となっております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案についてご質疑ありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 2点質問します。

初めに13ページ、款5消防費の関係ですが、工事請負費154万円の増額です。今、説明がありましたけども、改めてこの時期でなぜ補正の増額になるのか、その理由について説明いただきたいと思います。

それから、14ページ、リサイクル推進費とごみの関係、負担割合の確定で変更になったという説明がありましたけども、合計のところで大町がマイナスになり、白馬村、小谷村がプラスになっています。この辺の具体的な理由について、確定結果から改めて説明いただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（堀義彰君） 工事請負費の増額補正のお尋ねにお答えいたします。

これは昨年度の予算策定時に、参考見積もり等を徴して、事前調査には万全を期して積算を行いました。しかしながら、今年3月頃からの急激な世界情勢の変化があり、今年度になり改めて参考見積を徴し、県内における同様の工事予定の動向等を幅広く聴取いたしました。

その結果、当初の想定を遥かに超える水準で、訓練塔塗装改修、また、各署の照明器具LED化工事共に大幅な原材料費の高騰が明らかになりました。

今回の補正は予算策定時には予期できぬ、外部要因の変化に対応し事業を確実に執行するために、実勢価格との乖離を是正するものでございます。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） エコパーク管理係長。

○エコパーク管理係長（宮坂明史君） 負担金の増減の理由についてのお尋ねにお答えいたします。

市町村負担金は、各市村の可燃ごみの量に応じて按分して算定しております。

令和6年1月から12月と令和7年1月から12月を比較しますと、3市村全体の可燃ごみの量は1万391トンから1万395トンと、全体ではほぼ横ばいでございます。

しかしながら、市村別では大町の可燃ごみ量が減少した一方、白馬村及び小谷村のごみ量が増加したため、負担割合が変動しております。

この負担割合の変更により、大町市の負担金は減額となり、白馬村及び小谷村の負担金は増額となったものであります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 消防費の増額の件なんですが、これ予算計上で見積もり、慎重にやって予算を成立して、これはもう入札業務を終了したんですか。入札業務も終わって、事業は始まってきてるわけですが、その辺の経過が分かりませんので説明ください。

○議長（傳刀健君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（堀義彰君） 入札につきましてお答えいたします。

入札につきましては、補正が終わりましてから入札の手続きに進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（〔異議なし〕と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、各常任委員会に付託します。

次に、議案第20号「令和8年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました、議案第20号「令和8年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和7年度決算による、繰越金の確定に伴う補正のみでございます。

議案１ページをご覧ください。第１条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ８０万７千円を追加し、総額を１，５９６万１千円とするものでございます。

１０ページ、１１ページの歳入をご覧ください。款３繰越金８０万７千円の増は、令和７年度決算の確定によるものでございます。

１２ページ、１３ページの歳出をご覧ください。款２予備費８０万７千円の増は、前年度繰越金の増を受け、歳入歳出を調整するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案についてご質疑ありませんか。

（〔なし〕と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第２０号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第２１号「令和８年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第１号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました、議案第２１号「令和８年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第１号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

議案１ページをご覧ください。第１条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ５１９万円を追加し、歳入歳出予算の総額を２億６，４３３万７千円とするものでございます。

１０ページ、１１ページの歳入をご覧ください。款１、項３、目１施設利用料収入、節２滞納繰越分施設利用料１１８万２千円の増は、利用者の自己負担分の未収金を増額するものでございます。款２、項１、目１繰越金４００万８千円の増は、令和７年度決算に伴う前年度繰越金の確定によるものでございます。

１２ページ、１３ページの歳出をご覧ください。款１、項１、目１介護老人保健施設事業費節１３使用料及び賃借料２１万５千円の増は、通信カラオケ機２台分のリース期間の満了に伴う契約更新によるものでございます。款２予備費４９７万５千円の増は、前年度からの繰越金の増を含めた、歳入歳出の調整によるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（〔なし〕と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第２１号は、福祉常任委員会に付託します。

次に、議案第２２号「令和８年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました、議案第22号「令和8年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和7年度決算の確定に伴う繰越金の増のほか、令和7年度の介護給付費等に係る国、県、市町村負担金の精算に伴う償還金の補正が主な内容でございます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、6,243万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、74億5,489万4千円とするものでございます。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。款9繰越金6,243万1千円の増は、令和7年度決算に伴う前年度繰越金の確定によるものでございます。

12ページ、13ページの歳出をご覧ください。款3基金積立金は、前年度繰越金のうち保険料分について給付準備基金に積立てるものでございます。款5諸支出金4,113万1千円の増は、令和7年度決算額の確定に伴い、節22償還金利子及び割引料において、前年度の介護給付費等に係る国、県、市町村負担金等を精算するもので、過大交付分をそれぞれ返還するための補正でございます。款6予備費につきましては、介護報酬の令和8年度期中改定の影響に備え、増額を行ったものでございます。

14ページは、市町村負担金の精算に伴う過年度償還金の内訳を記載しております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案についてご質疑ありませんか。

（〔なし〕と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第23号「令和8年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました、議案第23号「令和8年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では入所者の減による鹿島荘事業負担金の減、令和7年度決算の確定に伴う繰越金の増及び、ひだまりの家事業基金繰入金の減、歳出では、経年劣化に伴う鹿島荘給湯ボイラーの漏水修繕ほか、施設・設備の修繕料の増額、利用者の減に伴う賄材料費の減が主な内容でございます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ356万3千円を追加し、総額を2億4,421万1千円とするものでございます。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。款1、項1、目2鹿島荘事業負担金1,443万円の減は、措置者、生活短期宿泊事業利用者ともに減少傾向にあるため、第一四半期の利用実績に基づき、措置費負担金1,098万5千円、生活短期宿泊事業負担金344万5千円をそれぞれ減額するものでございます。款4、項1繰越金は、令和7年度決算の確定に伴い目1鹿島荘繰越金を1,740万1千円、目2ひだまりの家繰越金を150

万1千円、それぞれ増額するものでございます。款5、項1、目2ひだまりの家事業基金繰入金は、前年度からの繰越金が見込み額を上回ったことから、基金繰入金を90万9千円減額するものでございます。

12ページ、13ページの歳出をご覧ください。款1、項1、目1管理費、節10修繕料466万1千円の増は、経年劣化により漏水が発生している給湯ボイラー2機の修繕のほか、電気工作物定期点検で漏電が発見された受水槽配管凍結防止ヒーターの修繕、特定建築物定期調査で是正が必要とされた、軒天上部の防水不良による雨漏り箇所の断熱防水シートの補修及び、排煙設備の開閉不良を改修するものでございます。目2生活費、節10需用費169万円の減は、利用者の減による賄材料費の減でございます。款3予備費59万2千円は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案についてご質疑ありませんか。

（〔なし〕と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、福祉常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

閉会 午後0時17分

令和8年8月12日
開会 午前10時00分

○議長（傳刀健君） おはようございます。

ただいまから、令和8年北アルプス広域連合議会8月定例会の本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 報告いたします。

連合長、副連合長及び所定の職員は全員出席しております。

以上でございます。

日程第1 常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（傳刀健君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1「常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決」を行います。

はじめに、議案第13号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（宮澤正廣君）登壇〕

○総務常任委員長（宮澤正廣君） 議案第13号「北アルプス広域連合職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、特殊勤務手当の単価の見直しに際し、他の消防本部と比較して状況はどうか。また、その財源はどうなるのかとの質疑があり、行政側からは、現段階で大半の消防本部が、今回の国の通知に基づき条例の改正を進めていると聞いている。また、緊急消防援助隊に係る派遣に当たっては、派遣費用の財源として国からの負担金で手当てされるとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号について、総務常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第13号「北アルプス広域連合職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第14号について、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（宮澤正廣君）登壇〕

○総務常任委員長（宮澤正廣君） 議案第14号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、当委員会に付託されました部分について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、消防費の使用料及び賃借料で支出したNHK受信料について、緊急車両分についても含まれているのかとの質疑があり、行政側からは、NHKの受信料に関しては、各消防署庁舎の受信機台数分に加え、緊急消防援助隊の登録車両分のみ支出しており、他の車両についてはテレビアンテナを外し、バックモニターとナビ機能のみで利用しているとの答弁がありました。

また、委員から、アンテナを外したことにより、出動等に係る基幹システムに支障はないかとの質疑があり、行政側からは、出動等に係るシステムに支障はないとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

〔福祉常任委員長（太田伸子君）登壇〕

○福祉常任委員長（太田伸子君） 議案第14号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、当委員会に付託された部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第14号について、まず、総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号を、各常任委員会委員長報告どおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第14号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、各常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第16号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（宮澤正廣君）登壇〕

○総務常任委員長（宮澤正廣君） 議案第15号「令和7年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定」について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、基金の債券運用における安全性の確保と運用方針についての質疑があり、行政側からは、現在、基金を運用している債券は、県などの公的な機関が発行した安全性の高いものである。今後も安全性を確保した運用に努めたいとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号について、総務常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第15号「令和7年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務常任委員長報告どおり認定されました。

次に、議案第16号、議案第17号及び議案第18号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

〔福祉常任委員長（太田伸子君）登壇〕

○福祉常任委員長（太田伸子君） 当委員会に付託された議案につきまして、審査の概要を順次報告をいたします。

はじめに、議案第16号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査概要を報告いたします。

審査中、委員から、入所療養費収入について、7年度の当初予算見込額との比較とその評価について質疑があり、行政側から、予算及び稼働率が見込みを下回ったが、その要因としては感染症クラスターの発生や、職員の療養休暇に伴う受け入れ制限があり、稼働率が低下したことによるものである。一年を通じては高い稼働率にて運営をしてきており、通年において一時期の稼働率低下を挽回することが困難であったとの説明がありました。

また、民間に移管される際の職員のモチベーション向上や情報共有のあり方、ノウハウの

継承、マンパワー不足等の課題にどのように対応するのかとの質疑があり、行政側から、事業移管に向けて職員との適切な情報共有と労働環境の改善に努めるとともに、円滑な事業移管に向けた準備に取り組んでいくとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第17号「令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査概要を報告いたします。

審査中、委員から、事業計画値と決算実績との比較についての質疑があり、行政側から、給付費全体の実績としては対計画比99パーセントとなり、おおむね見込みどおりであったが、事業所の人手不足等による受け入れ制限の影響や、要支援者の重度化の傾向が見られるとの説明がありました。

また、今後の第10期介護保険事業計画に向けた国の施策動向や地域課題への対応はどのように考えているのかとの質疑があり、行政側から、現場の課題や実情について、引き続き国や厚生労働省に対して直接の要望や意見反映を行っていくとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第18号「令和7年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査概要を報告いたします。

審査中、委員から、令和7年度における職員の配置体制は充足していたのかとの質疑があり、行政側から、鹿島荘では上半期3名、下半期2名、ひだまりの家では1名が不足しており、短時間勤務職員を複数人配置して補ったとの説明がありました。

また、慢性的な職員不足に伴う現場の勤務体制の影響と、処遇改善、人員確保策はどうかとの質疑があり、行政側から、職員配置の現状の厳しさを認識しており、柔軟な人員配置や他施設との連携も含め、勤務体制の適正化や環境改善に向け検討を進めていくとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第16号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第17号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第18号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより順次採決を行います。

まず、議案第16号について、福祉常任委員長報告どおり原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第16号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第17号について、福祉常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第17号「令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第18号について、福祉常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第18号「令和7年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第19号について、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

[総務常任委員長（宮澤正廣君）登壇]

○総務常任委員長（宮澤正廣君） 議案第19号「令和8年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」のうち、当委員会に付託されました部分について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、消防費の工事請負費の補正額と当初予算との比較についての質疑があり、行政側からは、当初予算において、消防本部訓練塔塗装等改修工事は2,244万円を計上しており約3パーセントの増、庁舎照明設備改修工事は738万円を計上していたとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長（太田伸子君）登壇]

○福祉常任委員長（太田伸子君） 議案第19号「令和8年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」のうち、当委員会に付託された部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第19号について、まず、総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号を、各常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第19号「令和8年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第1号)」は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

[総務常任委員長(宮澤正廣君)登壇]

○総務常任委員長(宮澤正廣君) 議案第20号「令和8年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)」について審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(傳刀健君) 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号について、総務常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第20号「令和8年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)」は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、議案第22号及び議案第23号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長(太田伸子君)登壇]

○福祉常任委員長(太田伸子君) 当委員会に付託された議案につきまして、審査の概要を順次報告いたします。

はじめに、議案第21号「令和8年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)」について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、通信カラオケ使用料の増額補正の理由は何かとの質疑があり、行政側から、通信カラオケの契約期間が満了となるが、現契約の業者は複数年契約が基本となるこ

とから、途中解約の違約金と月単位が可能な新規契約を比較した結果、新規契約したことに伴う差額によるものとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「令和8年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「令和8年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」の、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第21号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第22号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第23号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより順次採決を行います。

まず、議案第21号を福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第21号「令和8年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号を、福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第22号「令和8年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号を、福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第23号「令和8年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本8月定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで、広域連合長の挨拶を受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長（柳原健君）登壇]

○広域連合長（柳原健君） 8月定例会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、ご提案申し上げました議案につきまして、いずれも慎重なご審議をいただき、全て原案どおりご承認、ご議決を賜りました。厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきましたご意見やご提言は、今後の広域行政に十分反映してまいる所存でございます。

間もなく市町村議会9月定例会を迎えますが、議員各位におかれましては、なお残暑厳しい折、健康にご留意いただき、広域行政発展のため、また、圏域住民の福祉向上のため、一層ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（傳刀健君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、暑い中、また、公務ご多忙中のところ、ご出席いただき厚く御礼を申し上げます。

これにて、令和8年北アルプス広域連合議会8月定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後10時30分

令和8年8月12日

議会議長 傳刀健

署名議員 12番 平林幹張

署名議員 13番 石腰隆史